

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方として、当社は、「私が変わる愛の経営「響働）」という経営理念に基づきコーポレート・ガバナンスに取り組んでおり、重要な業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する取締役会と、取締役会から独立し、取締役の職務の執行を監査する監査役・監査役会によるコーポレート・ガバナンス体制を構築しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則についてすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社スリーユ	800,000	32.64
青木 勇	684,000	27.91
アルフレッサ株式会社	100,000	4.08
グリーンホスピタルサプライ株式会社	100,000	4.08
青木 文恵	60,000	2.44
ミアヘルサ従業員持株会	45,700	1.86
門倉 優里	40,000	1.63
青木 友紀	40,000	1.63
BARCLAYS BANK PLC A/C CLIENT SEGREGATED A/C PB CAYMAN CLIENTS (常任代理人バークレイズ証券株式会社)	17,500	0.71
株式会社SBI証券	13,000	0.53

支配株主(親会社を除く)の有無	有限会社スリーユ・青木 勇
-----------------	---------------

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

有限会社スリーユは、当社代表取締役の青木勇及びその親族の資産管理会社であります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、本書開示日時点において、支配株主と取引を行う予定はありませんが、支配株主と取引を行う必要性が生じた際は、その必要性の妥当性、取引条件等につき取締役会において十分な審議および交渉を行った上で決定することで、少数株主の保護に努めてまいります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
河合 輝欣	他の会社の出身者													
梅津 興三	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
河合 輝欣	-		経営者としての豊富なキャリアと情報通信・ITに関する高い見識を活かし、当社の経営を強化するため、社外取締役に適任と判断しています。 また、当社との間に人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係はなく、独立役員として適任と判断しています。
梅津 興三	-		経営者としての豊富なキャリアと金融に関する高い見識を活かし、当社の経営を強化するため、社外取締役に適任と判断しています。 また、当社との間に人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係はなく、独立役員として適任と判断しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議 長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	指名・報酬委員会	4	1	1	2	0	1	その他
報酬委員会に相当 する任意の委員会	指名・報酬委員会	4	1	1	2	0	1	その他

補足説明

取締役会の監督機能を強化し、意思決定プロセスの透明性を高めるため、取締役会の任意諮問委員会として、取締役会下に委員総数の過半数を社外役員とする指名・報酬委員会を2019年12月13日に設置しております。
指名・報酬委員会の役割、構成(2020年6月26日現在)は下記のとおりです。

(役割)

取締役及び重要な使用人の選任及び解任等、取締役の報酬制度の審議

(構成)

・社外監査役 原 正雄(委員長)

・社外取締役 河合 輝欣

・社外取締役 梅津 興三

・取締役副社長 青木 文恵

(開催状況)

当委員会は2019年12月13日の設置以降、計2回開催し、取締役及び重要な使用人の選任、並びに取締役の報酬についての審議を行いました。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

良質な企業統治体制の確立に向けて、いわゆる三様監査(監査役監査、内部監査、会計監査人による監査)の中で、それぞれの監査の実効性を高め、かつ全体としての監査の質的向上を図るため、それぞれが独立した関係でありつつ、相互に連携を図っております。

監査役・内部監査室・会計監査人は、年間監査方針・監査計画等を三者で共有しております。また、定期的に会合を持ち、会計監査や業務監査の結果の情報を交換し、双方向からの積極的な連携により、監査の品質向上と効率化に努めております。

内部監査室と会計監査人は、必要に応じ会合を持ち、主として財務報告に係る内部統制の評価に関する監査計画と結果について、ミーティングを実施しております。

監査役と内部監査室は、月次の監査役会で内部監査室の監査報告を行うなど、双方の監査結果や課題項目の共有を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
遠山 典夫	公認会計士													
原 正雄	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
遠山 典夫		過去に税務顧問契約あり(2011年3月期～2014年3月期)	公認会計士・税理士としての経験を活かし、財務、会計及び税務に精通しており、長年の経験と専門的知見により経営陣から独立した立場で適切な助言を行えるものと考え、社外監査役に適任と判断しています。 なお、当社は同氏と過去に税務顧問契約を締結していましたが、2014年3月期をもって契約を終了しております。 当社が支払った報酬額は当社の販売費及び一般管理費の1%未満であり、また同氏の当社の報酬への経済的依存度は低く、証券取引所が定める独立性基準に抵触しておりません。上記の取引関係についても一般株主との間で利益相反が生じる恐れはなく、独立役員としての独立性、客観性は十分確保されており適任であると判断し、独立役員として指定しております。
原 正雄		-	経営法律事務所弁護士(パートナー)としての豊富な企業法務経験を活かし、内部統制を含めたガバナンスや法令遵守等、経営全般について経営陣から独立した立場で適切な助言を行えるものと考え、社外監査役に適任と判断しています。 また、当社との間に人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係はなく、独立役員として適任と判断しています。

【独立役員関係】

独立役員の数 4名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的としてストックオプション制度を導入しております。また、業績連動報酬は、全社及び事業セグメントの下記指標に応じて決定します。

- a 売上高対前期伸長率
- b 経常利益対前期伸長率
- c 経常利益計画達成度
- d 部門別重点目標達成度

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、社内監査役、従業員

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として社内取締役および社外取締役、従業員に対して付与しております。なお、監査役に対しては独立性確保のため、原則としてストックオプションの割当てを行わない方針ですが、現常勤監査役は、付与当時に取締役であったため、付与の対象となっております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円を超える者がいないため、個別報酬の開示は行っていません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び監査役の報酬の決定については、株主総会で報酬等の限度額の決議を受けております。また、役員報酬の決定方針としての役員報酬内規を、指名・報酬委員会の審議を経て取締役会にて定めております。役員個々の報酬額については、取締役については指名・報酬委員会の審議を経て取締役会で決定、監査役については監査役会の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対しては、取締役会事務局(総務部法務課)及び監査役会事務局(内部監査室)を中心に情報提供等を行っております。具体的には、十分な熟考期間を確保できるよう取締役会資料を事前配布するとともに、必要に応じて事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社の企業統治の体制の概要は、以下の通りです。

< 取締役会 >

取締役会は、取締役9名(うち社外取締役2名)で構成され、毎月1回の定例会議を開催しており、また必要に応じて臨時会議を開催しております。

< 指名・報酬委員会 >

取締役会の監督機能を強化し、意思決定プロセスの透明性を高めるため、取締役及び重要な使用人の選任及び解任等、並びに取締役の報酬制度の審議を目的として、取締役会の諮問委員会として、取締役会の下に委員総数の過半数を社外役員とする指名・報酬委員会を設置しております。指名・報酬委員会の役割及び委員構成等は、上記(経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況 1.(機関構成・組織運営等に係る事項)の中の「指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無」に係る補足説明に記載しております。

< 監査役会 >

監査役会は、監査役3名(うち社外監査役2名)で構成され、監査役全員の協議組織として組織されており、監査役相互の情報共有、効率的な監査を行う体制をとっております。

< 内部監査室 >

内部監査室は、代表取締役社長直轄の専任組織として、内部監査計画書に基づき全事業所の監査を実施しております。内部監査室長は、内部監査結果を代表取締役社長に報告・承認後、「改善実施依頼書」により、被監査部門長に改善勧告を行い、改善勧告を受けた被監査部門長は、当該勧告に対して速やかに適切な措置を講じ、その結果を「改善実施報告書」をもって代表取締役社長に報告しております。内部監査室長は、報告された改善措置の状況を監査し、その有効性を評価しております。また、内部監査室長は、監査役会及び会計監査人と連携し、監査の効率的な実施に努めております。

< 会計監査人 >

会計監査人として有限責任 あずさ監査法人を選任し、適正な会計処理及び経営の透明性を確保しております。内部監査室と監査役、会計監査人は、年間を通じて随時情報交換を行い監査機能の相互連携を高めております。

< 執行部会 >

重要な経営課題を議論・周知することを目的として、原則として月1回の頻度で「執行部会」を開催しております。「執行部会」は、代表取締役社長、

取締役と各本部のスタッフ責任者で構成されております。

<業績検討会>

中期経営計画及び年度経営計画と実績との差異分析を通じて経営効率の改善及び向上に資することを目的として「業績検討会」を、原則として月1回の頻度で開催しております。業績検討会は、代表取締役社長、取締役と各本部のスタッフ責任者で構成されております。

<リスク・コンプライアンス委員会>

「リスク管理規程」、「コンプライアンス(法令順守)規程」及び「反社会的勢力対策規程」に基づき、公正・適切なリスク管理・コンプライアンス推進を行うため、「リスク・コンプライアンス委員会」を、原則として3ヵ月に1回の頻度で開催しております。

リスク・コンプライアンス委員会は、総務部に事務局を置き、代表取締役社長を委員長とし、全取締役、全監査役、内部監査室長、及び各本部のスタッフ責任者で構成されております。

本委員会においては、リスク管理・コンプライアンス推進に関する事項について、社内関連部署からの不適合報告、予兆管理、注意喚起、情報共有、対策検討等、必要な調査、審議を行うとともに社内教育を行っております。

<責任限定契約の締結状況>

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の執行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

会社法上の機関として、株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置するとともに、日常的な監査機関として、内部監査室を設置し、これらの機関の相互連携によって、健全な企業統治の体制が実現できると判断し、本体制を採用しております。

当社は常勤監査役1名及び社外監査役2名から構成される監査役会を設置し、代表取締役社長・副社長以外では、基本的には各事業本部長が業務執行取締役となるほか、牽制機能となる2名の社外取締役を置く体制としております。また、監査役の独立性、牽制機能を高め、コーポレート・ガバナンス機能を強化することを目的に、監査役は、社内での経験を活かし主に業務監査を担当する常勤監査役1名と、税理士・公認会計士、及び弁護士と各分野に精通した社外監査役2名から構成される体制としております。業務執行取締役に対し、社外取締役が牽制を行い、また業務を熟知した常勤監査役及び専門家である社外監査役で構成される各監査役が監査を行うことにより、効率的かつ効果的な企業統治の体制の構築を図っております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知については、可能な範囲で早期発送に取り組みます。また、自社ホームページへも掲載しております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会は、他社の集中日や社会的・季節的行事との重複を避けるよう努めております。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき事項と考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき事項と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	当社は現在、海外投資家比率が比較的低いため、コスト等を勘案し議決権の電子行使や招集通知の英訳を採用していません。今後、株主構成の変化等状況に応じて検討を進めてまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社のホームページ上にIRサイト専用サイトを開設し、当該サイト内で開示しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	当社ホームページ内IRサイトでの開示等を積極的に進めるとともに、定期的な説明会の開催を検討すべきと考えております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算及び通期の決算発表時における定期的な決算説明会の開催を検討しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ内に独立したIRページを設け、決算短信、有価証券報告書、決算説明会資料、株主総会招集通知、株主総会決議通知等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社のIR活動は 経営企画本部経営企画室及び管理本部経理財務統括部を担当部署として行う予定です。 IR担当役員:取締役管理本部本部長 高橋 雅彦	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社ホームページ、決算説明会等により、ステークホルダーに対する積極的な情報開示を行う方針であります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は経営の健全性や透明性を高めるために、有効な内部統制システムを構築することが重要であると考えており、その基盤として業務の適正性を確保するために必要なものの整備を、下記のとおり取締役会において決議しています。

1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 取締役は、その担当職務の執行に係る以下の文書(電磁的記録を含む。)を、関連資料と併せて法令その他特別に定めのあるときのほかは保存期間を定めて保管するとともに、必要に応じて取締役及び監査役が閲覧可能な状態を維持する。

- a. 株主総会議事録
- b. 取締役会議事録
- c. 執行部会議事録
- d. 業績検討会議事録
- e. 本部長会議事録
- f. リスク・コンプライアンス委員会議事録
- g. 開発会議事録
- h. 投資判定会議事録
- i. その他重要な会議体等の議事録

(2) 上記(1)に定める文書の他、契約書、稟議書その他の文書については、「文書管理規程」に基づき適切に保存及び管理を行うものとする。

2. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 取締役会は、「リスク管理規程」を当社の損失に関する危険管理の統括的規程と位置付け、また、個別の損失の危険に対応するために、諸規程を整備する。

(2) 当社のリスク管理を担う機関として代表取締役社長を最高責任者に、管理本部担当取締役をリスク管理担当とし、リスク管理活動の推進を統括する。

(3) 当社のリスク管理・コンプライアンス推進に関する事項について、社内関連部署からの不適合報告、予兆管理、注意喚起、及び全社共有・対策検討に対応し、かつ、機関決定に際し、適宜、必要な調査、審議、及び推進を行うことを目的として「リスク・コンプライアンス委員会」を設置する。

3. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則毎月開催するほか、必要に応じて適時臨時に開催する。

(2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、「取締役会規程」、「職務権限規程」、「業務分掌規程」、「職務権限一覧表(決裁基準)」等諸規程において、それぞれの責任者及びその権限、執行手続について定める。

4. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 取締役会は、業務執行の法令・定款への適合性を確保するため、監査役の出席のもと、原則として毎月開催され、経営に係る取締役の職務執行の監督を行う。

(2) 取締役会は、外部的視点からの経営監視をその機能及び役割として期待し、社外役員を招聘する。

(3) 取締役は、適正な財務報告が、当社の株主・投資家・その他利害関係者からの信頼性確保のために重要であるとの認識に立ち、財務報告の信頼性を確保するために必要な体制を構築する。

(4) 取締役は内部監査室が定期的実施する内部監査を通じて、当社の業務実施状況の実態を把握し、法令・定款及び社内規程に準拠して適正・妥当かつ合理的に行われているか、また、当社の制度・組織・諸規程が適正・妥当であるかを公正不偏に調査・検証することにより、会社財産の保全及び経営効率の向上を図る。

(5) 監査役は独立した立場から当社の内部統制システムの整備・運用状況を含め、取締役の職務執行について監査する。

(6) 当社のコンプライアンス推進体制につき「コンプライアンス(法令遵守)規程」を定め、コンプライアンス推進部門(内部監査室と管理本部)の決定・指示のもとコンプライアンス推進責任者(各事業本部長)が基本方針を各事業本部役員に周知・徹底するとともに、随時研修する。また、内部監査室、管理本部及び監査役会を公益通報窓口とする公益通報制度を設け、当社及び各部署並びに役員等による違反行為に関する通報をはじめ、あらゆる相談を受け付ける体制を構築する。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人(以下補助使用人とする)を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき監査役スタッフを置くことを求めたときは、必要に応じて代表取締役社長と協議の上、使用人から監査役スタッフを任命するものとする。

6. 監査役補助使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1) 監査役スタッフの取締役からの独立性を確保するために、監査役は監査役スタッフに関して以下の事項を明確化するなどして、監査役スタッフの独立性の確保に努める

- a. 監査役スタッフの権限
- b. 監査役スタッフの属する組織
- c. 監査役の監査役スタッフに対する指揮命令権
- d. 監査役スタッフの人事異動、人事評価、懲戒処分等に対する監査役の同意権

(2) 補助使用人は、その職務に関して取締役から指揮命令を受けない。また補助使用人の人事については監査役の同意を得ることとする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

(1) 当社の取締役及び使用人は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項がある場合は、監査役に直ちに報告する。前記に関わらず、監査役は、いつでも必要に応じて、当社の役員及び使用人に対して報告を求めることができる。

(2) 取締役は、公益通報者保護法等の法令を遵守し、社内体制を整備し、適切に運用することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保する。

8. 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役は、7.(1)・(2)に掲げた、取締役及び使用人の監査役への報告に対して、それを理由に当該報告者が不利益な取扱いを受けることがないものとする。

9. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又はその償還の手続、その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役職務の執行について生ずる費用に関しては、各監査役の請求に基づき当社の負担により精算するものとする。

10. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役は、取締役会、執行部会その他の重要な会議に出席し、当社の業務執行に関する報告を受けることができる。

(2) 監査役は、監査役会が定めた「監査役監査規程」に基づき、取締役会への出席、業務状況の調査等を通じ、取締役職務執行の監査を行うとともに、当社のコンプライアンス体制及びその運用に問題があると認めるときは、意見を述べて改善策の策定を求める。

(3) 監査役は、自らの判断により、定期的に会計監査人より会計監査の結果を聴取するとともに意見交換を行い、必要に応じて会計監査人の監査に立会い、また、監査業務を執行した公認会計士と協議の場を持つなどして、会計監査人と相互の連携を高める。

11. 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその体制

取締役会は、反社会的勢力との関係を断絶することを「反社会的勢力対策規程」に定め、反社会的勢力との一切の関係を遮断し、暴力的または法的責任を超えた不当要求行為に組織を挙げて毅然と対応することを通じて、民事介入暴力、企業対象暴力に対して防衛するとともに、日本の関係法令及び行政指針を遵守し企業の社会的責任を全うし、断固たる態度で反社会的勢力を排除する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除の方針

当社は、「反社会的勢力対策規程」において、反社会的勢力との一切の関係を遮断し、暴力的または法的責任を超えた不当要求行為に組織を挙げて毅然と対応することを通じて、民事介入暴力、企業対象暴力に対して防衛すると共に、関係法令及び行政指針を遵守し、企業の社会的責任を全うすることを目的として、反社会的勢力との関係遮断活動指針及び推進体制の役割を定めております。

(反社会的勢力との関係遮断活動指針)

反社会的勢力に対する利益供与ならびに反社会的勢力からの利益収受を行わないだけでなく、取引を含めた一切の関係を遮断する。

自らが反社会的勢力と交際等の関係を持たず、不当要求を行わない、また、不当要求行為を受けた場合には、毅然とした態度で要求を拒否する。

取引等に当たっては、相手方が反社会的勢力でないか、契約後に相手方が反社会的勢力となっていないか、取引等を通じて資金等が反社会的勢力に流出していないかを確認する。契約後に相手方が反社会的勢力と判明した場合に備え、取引基本契約書等へ「反社会的勢力排除条項」を記載する。

取引等の相手方が反社会的勢力と判明した場合や、その疑いが生じた場合、また反社会的勢力から不当要求行為を受けた場合は、速やかに関係を遮断する。その場合、社内関係部署と連携し、組織的に対応すると共に民事と刑事の法的対応も視野に入れ、外部専門機関(公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会)とも十分に協議・情報交換するとともに、本連合会の関連組織である牛込地区特殊暴力防止対策協議会に加盟し、事後を含めた安全の確保に努める。

(2) 反社会的勢力との取引排除に向けた体制整備の状況

当社は、前述の目的を推進する体制として、管理本部担当取締役ならびに総務部法務課が対応することとし、管理本部担当取締役が、反社会的勢力との関係遮断活動を統括しております。管理本部担当取締役は、原則年1回、リスク・コンプライアンス委員会に対し、反社会的勢力との関係遮断の状況、不当要求行為の状況、関係遮断活動の方針施策、関係遮断に関する周知及び教育啓発活動、関係遮断活動の推進体制の構築、運用、継続的改善について報告を行っております。反社会的勢力との関係遮断活動の対応統括部署は総務部とし、総務部は反社会勢力対策委員会の事務局および反社会的勢力との関係遮断の推進に関わる以下の実務を担当しております。なお反社会的勢力との関係遮断活動に関する対応の責任者は総務部法務課長とし、総務部法務課長に事故がある場合は総務部長がこれにあたることとしています。

(総務部の主な役割)

暴対法に定める不当要求防止責任者の選任

不当要求防止責任者を通じた外部専門機関との連携

反社会的勢力に関する社内外の情報収集蓄積、適切な管理の下での活用

反社会的勢力との関係遮断における組織的な対応の徹底を図るための教育啓発活動の実施

反社会的勢力との関係遮断対応、不当要求行為への毅然拒否対応の実施及び支援

なお、不当要求防止責任者を総務部長としております。

反社会的勢力の関係者と思われる者が来社した場合は、来訪者に対し、氏名、所属団体・組織、住所、電話番号を確認し、総務部長に連絡することとなっております。総務部長が反社会的勢力と思われる者と面談する場合は、必ず他の者を同席させ、会話の内容を正確に記録すると共に、金

銭その他の経済的利益の提供を約束する発言を行わないよう留意することとなっております。万が一反社会的勢力の関係者と思われる者から不当に金銭その他の経済的利益を要求されたとき、あるいは従業員等が暴行を受けたときは、総務部長は代表取締役社長の承認を得たうえで直ちに警察に届け出るようになっております。総務部長は警察との連絡責任者として当該捜査に全面的に協力することとなっております。なお、当社は、いかなる場合においても、反社会的勢力との関係において、第三者に仲介・斡旋等を依頼しない旨規定しております。また、反社会的勢力の関係者が執拗に接触を行ってくる場合は、裁判所に対し、しかるべく仮処分の申請を行うこととしております。

(各事業所での取組み)

当社は、「反社会的勢力対策規程」にて定めている当社の方針等について、主要な社内会議や社員教育において繰り返しその内容の周知徹底を図っており、そのため、当社の全役職員は反社会的勢力との絶縁への継続的な取組みが会社として極めて重要な事項であることを認識しております。

各事業所においては以下の取組みを推進しております。

「反社勢力排除」ポスター(公益社団法人 警視庁管内特殊暴力防止対策連合会)の掲示による社内外への宣伝・アピール

公益社団法人 警視庁管内特殊暴力防止対策連合会作成ビデオの聴講・教育
(「不当要求の手口と対応」、「不当要求対応マニュアルの作成と実践」、「不当要求初期対応と対策ポイント」等)

各事業所で不当要求が発生するリスク・クライシス発生時の管理本部総務部長・法務課長等への相談等

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

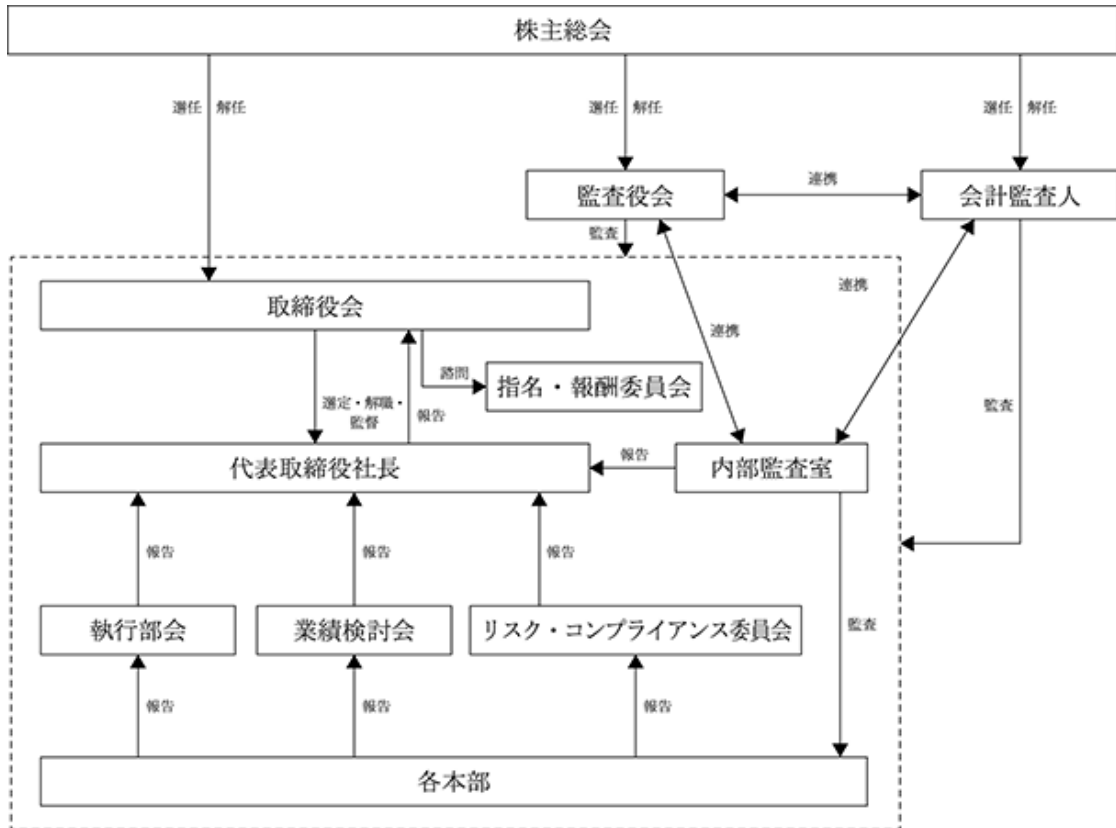
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

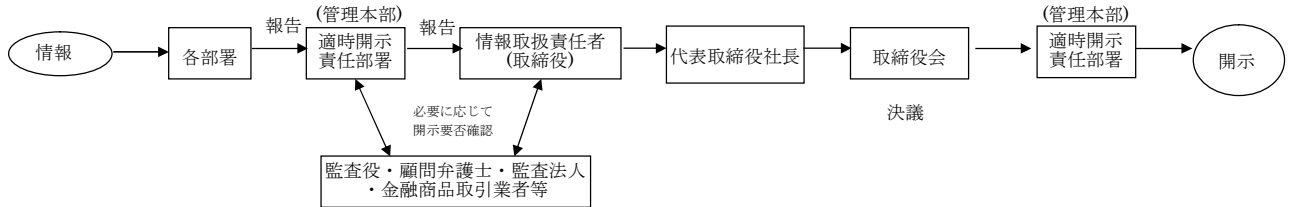
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制、及び適時開示体制の概要は以下の図の通りです。

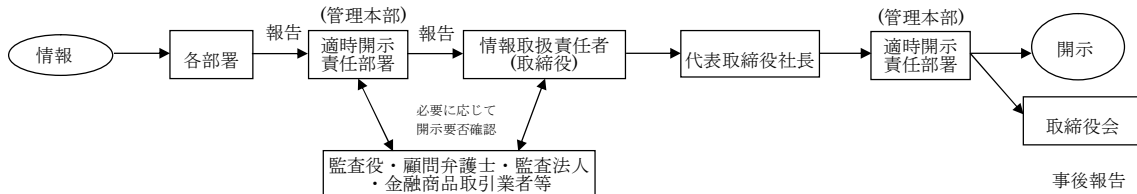


【適時開示体制の概要】

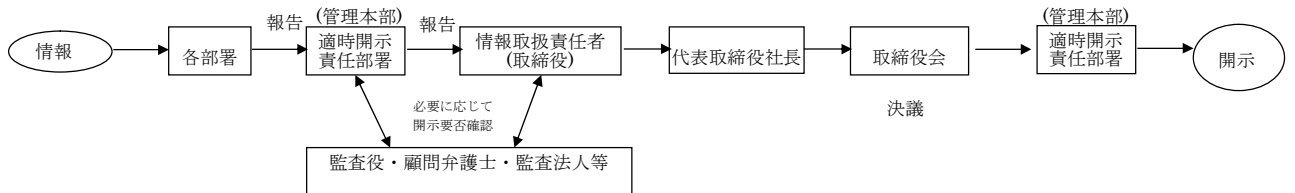
<決定事実>



<発生事実>



<決算情報>



(注) TDnet での開示後速やかに行われる当社ホームページの IR サイトへの公開方法については、法定開示等支援専門会社の提供するサービスを採用し、未公開情報が公表前に漏洩することがないように運用します。

以上